

第2回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和2年3月11日（木）14:00～14:20

場所 県庁11階知事第3応接室

本部長（知事）開会挨拶

新型コロナウイルス感染症については、世界全体に広がりつつあり、国内においても、連日、新たな感染者が確認され、依然として、終息の兆しが見えない。

政府においては、先月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定し、全国規模のイベントの中止・延期等の要請や、全国全ての小・中・高校などの臨時休校の要請など、さまざまな対策が打ち出され、経済面も含め、国民生活に大きな影響が生じている。

本県では、2月27日に「香川県新型コロナウイルス対策本部」を立上げ、第1回本部会議を開催し、最新の情報を共有するとともに、各部局において、具体的な影響と必要な対策について検討を行うよう伝えた。

このような中、昨日、政府において、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」が取りまとめられ、国内の感染拡大防止策のほか、地域経済などの諸課題に対処するための対応策が示された。

こうした動きを踏まえ、本日、第2回の本部会議を開催することとした。

今後、各部局において、国の緊急対応策の具体的な内容などについて情報を共有し、県民生活や地域経済への影響を踏まえた、具体的な対策を速やかに検討するように。

本県では、現時点では感染者は確認されていないが、中四国地域においても感染が拡大しており、いつ感染者が出てもおかしくない状況である。

今後とも、国や保健所、医療機関等の関係機関と緊密に連携し、新型コロナウイルスの感染の拡大防止に全力で取り組み、県民の皆様の安全・安心が確保できるよう、万全を期してほしい。

議題1 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）について」

健康福祉部長から緊急対応策（第2弾）[資料1](#)について概要を説明

本部長発言

第2弾の緊急対応策にはいろいろな項目が盛り込まれているので、十分な把握に努めて、横の連絡を取り、具体的に本県でどのような対策がとれるのか、速やかに検討するように。

また、特別措置法の改正について、13日にも成立する見込みと伝えられており、緊急事態宣言が発動された場合の対応などについて、各部署において、様々な局面を想定して準備を進めるように。

議題2 「新型コロナウイルス感染症の最新の状況について」

健康福祉部長から[資料2](#)に沿って説明

議題3「各部における対応状況について」

総務部長から県職員の時差出勤等及び特別休暇について報告

本県における学校等の臨時休業に伴って、3月2日に、時差出勤の対象職員に、小学生以下の子がいる職員を追加しており、実績としては、時差出勤については、93名の職員が実施中で、テレワークは現時点で0である。

また、3月3日に、新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合については、非常勤職員を含む全職員が特別休暇を取得することができる旨を知らせた。学校の臨時休業のため、子の世話をを行うということで、9日現在、延べ43名の職員が、1日ないしは数時間ずつ特別休暇を取得している。

商工労働部長から県内企業への支援について報告

経営支援課の中小企業対策相談窓口、国が設置している15ヶ所の相談窓口にも、3月9日までに計197件の相談が寄せられている。

労働政策課の労働相談窓口にも、保護者の方から学校の臨時休業に伴う休暇取得についての相談が寄せられている。

労働局が設けている特別労働相談窓口には、3月9日までに203件の相談が寄せられている。

相談内容のほとんどが事業主側からの相談で、特に、今回新たな対策にも盛り込まれている、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた企業に対する、国の新たな助成金に関するものとのことである。

こうした状況もあり、県の新たな対策として、経済変動対策融資があり、「感染症法における『指定感染症』又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響により、最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少しているもの」を新たに追加したところである。

売上高の5%減少という影響額を見る期間を1か月に短縮するという一方で、融資対象者の要件を緩和した。

この拡充措置については、昨日から金融機関での受付を開始している。

教育長から県の教育委員会における対応について報告

学校の一斉の臨時休業については、県立学校については3月5日月曜日から、市町立の小中学校については、3月3日火曜日から、それぞれ春休みの開始まで臨時休業としている。

各学校、市町放課後児童クラブ、関係機関や保護者の皆様方の協力・尽力もあり、これまでのところ大きなトラブルの発生の報告はない。

また、多くの市町で、教員を放課後児童クラブ等へ派遣するなど、子供の居場所づくりに協力していただいている。

卒業式の実施については、規模縮小、安全面の配慮、時間短縮等を行うことによって、県立高校及び市町の学校で実施しており、今後実施するところでも、中止予定の学校、園はないと聞いている。

また、昨日、今日と行っている高校入試について、昨日の学力検査では、欠席者が 188 名であったが、このうち病気による欠席者は 6 名である。

この 6 名のうち何人が、14 日、15 日の追加試験を受験するかは未定であるが、もし仮に新型コロナウイルスに感染または感染が疑われ、追検査を受験できないものがいた場合は、特別の追検査を 3 月 24 日に実施する予定である。

また、特別支援学校における対応については、福祉部局での調整で居場所を確保できなかった幼児・児童・生徒は、特別支援学校で日中、活動の場を設けることとしているが、3 月 10 日現在で、県立の特別支援学校での、幼児・児童・生徒の受入はない。

本部長閉会挨拶

今回の政府の緊急対応策は、非常に幅広いものとなっている。各部においては、緊急対応策も踏まえて、どのような形で県として対応できるのか、考えられる対応策について、県独自あるいは国の措置の上乗せ等、できることはすべてやるという姿勢で取り組んでほしい。